

令和6年4月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

定額減税の概要 令和6年6月1日～実施

令和6年3月28日に国会において改正法案が成立し、令和6年6月から定額減税が実施されることになりました。定額減税の概要は以下のとおりとなります。

[1]定額減税の対象者

(1)所得税：令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の居住者

(2)住民税：令和6年度分の住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

[2]減税される金額

(1)所得税：本人3万円＋同一生計配偶者・扶養親族1人につき 3万円

(2)住民税：本人1万円＋同一生計配偶者・扶養親族1人につき 1万円

[3]定額減税の実施方法

(1)所得税

①給与所得者の場合

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等につき源泉徴収される所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。

②公的年金等の受給者の場合

令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。

③事業所得者等の場合

原則、令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

(2)住民税

①給与所得者の場合

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月～令和7年5月分の11ヵ月に分けて徴収します。

②公的年金等の受給者の場合

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から順次控除します。

③事業所得者等の場合

普通徴収の場合は、令和6年度分の第1期分から控除し、控除しきれない場合は第2期分以降の納付額から順次控除します。